

公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）が発注する建設工事（測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。）並びに売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置（以下「取引停止等」という。）を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、取引停止等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 一般競争入札における競争参加の停止
- (2) 指名競争入札における指名停止
- (3) 随意契約における業者選定の停止
- (4) 書面又は口頭による警告又は注意の喚起

(取引停止委員会の設置)

第3条 理事長は、業者の取引停止等を審議するため、取引停止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会の委員は、事務局長、事務局次長、総務課長及び総務課財務班長をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、事務局次長がその職務を代理する。

(委員会の審議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要により企画調整室長、教務入試課長、学生支援課長又は学術情報メディアセンター事務長の出席を求めることができる。

(議決の方法等)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、審議の結果を理事長に報告するものとする。

3 委員会は、公開しない。

(処分の基準等)

第7条 取引停止等処分の手続き及び期間の基準等については、「熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領」（平成14年10月18日告示第811号）及び「熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（平成5年3月19日告示第243号）の例によるものとする。

(取引停止等の通知)

第8条 理事長は、第2条第1号から第3号の取引停止又は取引停止の解除をしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、熊本県へ事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容等を通知するものとする。

(取引停止等の公表)

第9条 理事長は、第2条第1号から第3号の取引停止又は取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月14日から施行する。
- 2 公立大学法人熊本県立大学指名停止委員会設置要領（平成18年8月4日策定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。